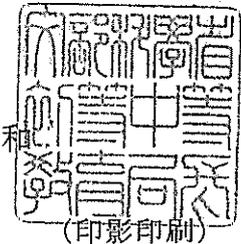


29文科初第1799号
平成30年3月27日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
高等学校を設置する学校設置会社を所
轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添1のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第6号）が平成30年3月27日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなりました。今回の改正は、通信制高等学校の学則の記載事項に面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項に規定する面接指導又は試験をいう。以下同じ。）を実施する施設を加え、所轄庁が、自ら所轄する高等学校の教育活動が行われる施設を網羅的に把握し、指導監督等に活かすことを目的とするものです。

これらの内容及び留意点については、下記のとおりですので、十分御了知いただき、各都道府県教育委員会におかれては、所管の通信制高等学校及び域内の通信制高等学校を設置する市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の通信制高等学校に対して、各都道府県知事及び通信制高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の通信制高等学校及び学校法人又は学校設置会社に対して、それぞれ周知していただくとともに、必要な学則の改正等が行われるよう、指導監督等の実施をお願いします。

記

第1 改正の内容

1 学則記載事項の追加

通信制の課程を置く高等学校の学則中に、通信制の課程を置く高等学校又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号に規定する協力校以外の施設で高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設に関する事項を記載しなければならないこととしたこと

2 学則の変更の事項の追加

学則の変更の事項に、改正後の学校教育法施行規則第4条第2項第3号を加えることとしたこと

3 経過措置

この省令の際現に存する通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の学則については、施行の日以後最初に第5条第1項の学則の変更についての認可の申請がなされる日又は平成31年4月1日のいずれか早い日までの間は、改正後の学校教育法施行規則第4条第2項第3号の規定は、適用しないこととしたこと

第2 留意事項

学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程を置く高等学校（以下「広域通信制高校」という。）にあつては、同令第5条第1項に規定する学則の変更については、同法第4条第1項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第10号の規定に基づき、所轄庁の認可を受けなければならないこととされているため、文部科学省において、「広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって参照すべき指針」を策定していることから、参照の上、適切に事務を執行すること。

本件担当

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

TEL：03-5253-4111（内線2022）

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四条 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 通信制の課程を置く高等学校又は前号に規定する高等学校以外の施設で高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第二条第一項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設に関する事項</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第百一条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の定めるところによる。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>第四条 〔同上〕</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一・二 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。</p> <p>2・3 〔同上〕</p> <p>第百一条 通信制の課程の設備、編制その他に關し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の定めるところによる。</p> <p>2 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

の学則については、施行の日以後最初に第五条第一項の学則の変更についての認可の申請がなされる日又は平成三十一年四月一日のいずれか早い日までの間は、この省令による改正後の学校教育法施行規則第四条第二項第三号の規定は、適用しない。

広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可にあたって
参照すべき指針

平成 30 年 3 月 27 日策定

本指針は、平成 30 年 4 月 1 日より学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、実施校及び協力校以外で面接指導又は試験を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）が学則の記載事項となることを踏まえ、所轄庁における面接指導等実施施設に係る学則の認可の際に、参照すべきものとして策定するものである。

なお、本指針は面接指導等実施施設において求められる最低限の要件を示したものであり、各都道府県等において、本指針を参考に、より具体的な指針を定めることを妨げるものではなく、むしろ、各都道府県等の実情を踏まえ、独自に基準が策定されることが望ましい。

1. 面接指導等実施施設の設置管理

- (1) 生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと
- (2) 原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること
- (3) 高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと
- (4) 実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること
- (5) 法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと

2. 施設及び設備

- (1) 面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施にあたり必要な施設及び設備を有していること
- (2) 面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること
- (3) 施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること

3. 指導体制

面接指導等を実施するにあたって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること

4. その他

面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと